

令和8年 富士見町 告示

第 49 号

富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金交付要綱の一部を改正する要綱

富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金交付要綱(平成31年富士見町告示第53号)の一部を次のように改正する。

第2条中「もつて」を「もって」に改める。

第3条第2号中「定める区域」を「定める区域をいう。」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号中「3年以内の者」を「3年以内の者をいう。」に改め、同号を同条第5号とし、同条に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

- (1) 富士見町出身者 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定に基づく本町の住民基本台帳に記録された期間を有する者をいう。
- (2) 富士見町内勤務者 富士見町内の事業所、事務所、店舗その他これらに類する施設において、雇用契約に基づき期間の定めのない常勤の職員として勤務し、給与、賃金その他これらに準ずる報酬の支払を受けている者をいう。
- (3) 富士見町内在住者 申請時において富士見町内に引き続き1年以上居住している者をいう。
- (4) 小学生以下の子 申請時において12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第4条第1号中「購入した」を「購入し、当該住宅の所有権を有する者であって、その持分が2分の1以上である」に改め、ただし書中「消防団員等」を「同居する小学生以下の子を持つ者、又は消防団員等」に改め、同条第5号中「富士見町公共下水道又は農業集落排水に接続して新築した者、かつ、」を削り、「加入した者」を「加入し、補助金交付後も継続する意思を有している者」に改める。

第5条中「町内に本店、営業所等を有する業者が新築に係る全部又は一部工事を施工した住宅とする。」を「次の各号のいずれにも該当するものとする。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 町内に本店、営業所等を有する業者が新築に係る全部又は一部工事を施工した住宅
- (2) 富士見町公共下水道又は農業集落排水に接続して新築した住宅

(3) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない住宅

第6条第2項を次のように改める。

2 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)又はその配偶者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の額に20万円を加算する。

- (1) 富士見町出身者
- (2) 富士見町内勤務者
- (3) 富士見町内在住者

第6条第3項中「第1項の規定にかかわらず、補助対象者のうち居住誘導区域内に新築又は新築住宅を購入した者については、5万円を加算して交付する」を「前項の規定による加算は、重複して適用しない」に改め、同条に次の4項を加える。

4 申請者が生計を一にする小学生以下の子と同居し、かつ、当該子を養育している場合は、当該子1人につき10万円を第1項の額に加算する。ただし、当該加算額の上限は30万円とする。

5 申請者が消防団員等に該当する場合は、5万円を第1項の額に加算する。

6 対象住宅が居住誘導区域内に所在する場合は、5万円を第1項の額に加算する。

7 第2項及び第4項から第6項の加算額は、50万円を上限とする。

第7条中「補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)」を「申請者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第6条第2項第1号に該当する場合は、前項の書類に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 富士見町出身者 戸籍の附票の写し
- (2) 富士見町内勤務者 雇用主が発行する在職証明書その他これに準ずる書類

第8条中「あつた」を「あった」に改める。

第9条中「交付決定を受けた者」の次に「(以下、「交付決定者」という)」を加える。

第11条を第12条とする。

第10条中「補助金交付の決定を取り消し、すでに補助金を交付した場合にあっては、その返還を命ずることができる」を「交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない」に改め、同条第1号中「この要綱の規定に違反したとき」を「補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき」に改め、同条第2号中「不正の手段により補助金の交付を受けたとき」を「正当な理由なく自ら区・集落組合を脱退したとき」

に改め、同条に次の1項を加える。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとし、返還を求める金額は、別表のとおりとする。ただし、前項第1号に該当する場合は、交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全額の返還を命じる。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(区・集落組合への加入及び活動)

第10条 交付決定者は、対象住宅が所在する区・集落組合に加入し、補助金の交付を受けた日から5年以上継続して当該区・集落組合に所属するとともに、その活動に協力するよう努めなければならない。

附則第2項の次に次の別表を加える。

別表(第11条関係)

交付の日からの経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付決定額の100%
1年以上2年未満	交付決定額の80%
2年以上3年未満	交付決定額の60%
3年以上4年未満	交付決定額の40%
4年以上5年未満	交付決定額の20%

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

富士見町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金交付申請書

次のとおり富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金を申請します。

申請者の生年月日	年 月 日 (満 歳)		
	※45歳以上である場合 <input type="checkbox"/> 同居する小学生以下の子を持つ者に該当 <input type="checkbox"/> 消防団員等に該当(勤続5年以上、退団後3年以内)		
加 算 要 件	申請者(本人) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 富士見町出身者 <input type="checkbox"/> 富士見町内勤務者 <input type="checkbox"/> 富士見町内在住者 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 配偶者 <input type="checkbox"/> 富士見町出身者 <input type="checkbox"/> 富士見町内勤務者 <input type="checkbox"/> 富士見町内在住者 </td> </tr> </table> ※該当する場合は、本人又は配偶者のいずれか一方のみチェックしてください(重複不可)。	<input type="checkbox"/> 富士見町出身者 <input type="checkbox"/> 富士見町内勤務者 <input type="checkbox"/> 富士見町内在住者	配偶者 <input type="checkbox"/> 富士見町出身者 <input type="checkbox"/> 富士見町内勤務者 <input type="checkbox"/> 富士見町内在住者
	<input type="checkbox"/> 富士見町出身者 <input type="checkbox"/> 富士見町内勤務者 <input type="checkbox"/> 富士見町内在住者	配偶者 <input type="checkbox"/> 富士見町出身者 <input type="checkbox"/> 富士見町内勤務者 <input type="checkbox"/> 富士見町内在住者	
	生計を一にし同居養育している小学生以下の子の人数 <input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 2人 <input type="checkbox"/> 3人		
	消防団員等 <input type="checkbox"/> 消防団員等に該当 (現職の消防団員又は退団後3年以内かつ勤続5年以上の者)		
居住誘導区域 <input type="checkbox"/> 富士見地区 <input type="checkbox"/> 境地区			

(添付書類)

1. 住宅新築に係る請負契約書の写し(新築住宅の購入については、建築業者が分かるもの)
2. 町内業者の施工内容及び支払いが確認できる書類の写し
3. 住宅の登記事項証明書
4. 住宅の位置図
5. 住宅の完成写真
6. 町税等の「完納証明書」、又は町税等の滞納がないことを補助金(交付金)交付事務取扱職員が確認することの「閲覧承諾書」
7. 住民票の写し(世帯全員)、又は外国人登録原票記載事項証明書
8. 区・集落組合加入証明書
9. 富士見町消防団員証明書(消防団員等に該当する場合)
10. 戸籍の附票の写し(富士見町出身者に該当する場合)
11. 雇用主が発行する在職証明書その他これに準ずる書類(富士見町内勤務者に該当する場合)

※ 申請書に記載していただいた個人情報は、富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金についての申請の審査、交付決定及び同補助金交付のために利用します。

様式第2号（第8条関係）

富士見町指令総第 号

年 月 日

様

富士見町長

富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金については、下記のとおり補助金交付を決定したので、富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

なお、本交付金により確定申告が必要になる場合がございますので、最寄りの税務署にご相談ください。

記

補助金交付決定額 金 円

うち	<input type="checkbox"/> 富士見町出身者・富士見町内勤務者・富士見町内在住者に該当	金	円
	<input type="checkbox"/> 子ども加算に該当	金	円
	<input type="checkbox"/> 消防団員等に該当	金	円
	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域に該当	金	円

不交付の理由

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。